

東京地裁、税理士に債務不履行はないと判断

# 確定申告未了も青色申告承認の申請有無の確認義務なし

原告（会社）の青色申告の承認申請を怠ったとして、税理士（被告）に対し、債務不履行に基づきおよそ430万円の損害賠償を求めた事件で、東京地方裁判所（高見進太郎裁判官）は令和5年9月29日、原告が税理士に対し、第1期事業年度に係る税理士業務を委任したとはいえないとの判断を示し、原告の請求を棄却した（令和4年（ワ）第10732号）。裁判所は、税理士が原告の第2期事業年度の確定申告を行うに際し、第1期事業年度の確定申告が未了であることを認識していたとしても、そのことから直ちに原告において青色申告の承認申請がされているか否かについて調査確認する義務はなく、税理士に債務不履行はないとの判断を示した。

## 第1期事業年度に係る税理士業務委任の証拠はなし

本件は、原告である会社が被告の税理士に税理士業務を委任したが、青色申告の承認申請を怠ったとして、税理士に対し、債務不履行により、およそ430万円の損害賠償を求めたものである。原告は、所轄税務署長から繰越欠損金の損金算入を否認されるまで、青色申告承認の申請がされていないことを知らなかった（表1参照）。

### 原告、青色申告承認の有無を確認すべき

被告は、原告の第1期事業年度の確定申告に際し、青色申告の承認申請を怠ったものであると主張。仮に、被告の税理士が第1期事業年度に係る税理士業務を受任していなかったとしても、青色申告の承認の有無につき、積極的に事実関係を調査確認することを怠ったものであるから、被告には債務不履行があるとした（表2参照）。

裁判所は、税理士は、原告の第1期事業年度において、記帳代理業務、決算書の作成、

確定申告を行っておらず、原告代表者自身、税理士が各業務を行わなかったことを認識しつつ、苦情等を述べるのがなく、また、原告は、税理士との間で、第2期事業年度に係る税理士業務につき、原告に常駐する担当者の業務内容・報酬の範囲等について取り決めた上で委任している一方で、第1期事業年度に係る税理士業務については、原告の設立に際し、業務内容等を取り決めることなく、包括的に委任したと主張するにとどまっていると指摘。加えて、原告の第2期事業年度に係る税理士業務については、原告は、税理士に対し、平成25年度決算業務の名目で請求された報酬を支払っているが、第1期事業年度に係る税理士業務については、個別の報酬を支払っていないことを踏まえると、原告が税理士に対し、第1期事業年度に係る税理士業務を委任したとはいえないとの判断を示した。